協会ニュース

令和３年度　顧問・行政懇談会の開催

令和３年10月６日ＡＮＡクラウンプラザホテル松山エメラルドルームにおいて、令和３年度顧問・行政懇談会をＷＥＢ併用で３密に配慮し開催しました。出席者は、西山会長以下当協会理事監事、顧問の森髙県議、西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県県民環境部宇佐美部長様外、松山市環境部宇野部長様外合計37名でした。

Ⅰ　開会

Ⅱ　あいさつ

西山会長から「新たな地球規模での問題解決のため、持続可能な開発目標（SDGs）やサーキュラーエコノミー（循環型経済）という新たな取り組みが動き出し、本年６月にはプラスチック資源循環促進法が成立し、環境配慮設計指針に基づき設計され使用された廃プラスチック類が、家庭系と事業系が一括回収され、分別・再商品化されるルートができるとのことであり、我々業界も変化に対応できる体質に強化していきたいと思います。11月４日にはプラスチック資源循環の現状と将来展望の基調講演と会員の研究成果の発表を行う講演会を開催する等、県の優良産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金等を引き続き活用して、より一層、会員の３Ｒシステム事業化促進と災害時において迅速な復旧支援活動ができる災害対応能力の向上を図っていきたいと考えておりますので、引き続きのご支援よろしくお願いします。」と開会のあいさつが行われました。

引き続いて顧問を代表して森髙県議会議員から「総会等のほとんどが自粛や書面という形になる中、１年振りの顧問・行政懇談会を持てたことに感謝を申し上げ、率直な意見交換が出来ますことを期待申し上げたい。業界の方々は遠慮なさらずに意見を出していただきたいと思いますし、県市ご当局には可能な範囲でのご指導を一つお願いしたいと思っております。」とのあいさつをいただきました。引き続いて行政を代表して宇佐美県民環境部

長から「本日は協会の皆さまと行政が一堂に会して、廃棄物処理や資源循環を巡る諸問題について意見交換を行い、一層の理解・促進を図るための貴重な機会を設けていただきまして、ありがとうございます。本県におきましては、平成29年に策定いたしました第四次えひめ循環型社会推進計画に基づきまして、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、資源循環促進税を活用しながら３Ｒの推進や廃棄物の適正処理の確保、循環ビジネスの振興等に取り組んでまいりました。この計画期間の満了に伴いまして、現在、これまでの取り組み等と進捗状況等を踏まえつつ、次期計画の策定を進めているところです。新たな計画におきましても、県民・事業者・行政・各市町の協力のもと、環境と経済の好循環により愛顔あふれる持続可能なえひめの実現を目指し、各施策を積極的に展開してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆さま方のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。」とのあいさつをいただきました。

Ⅲ　出席者紹介（自己紹介）

Ⅳ　行政提供情報（愛媛県）

１　特定事業場の緊急点検について

本年７月、熱海市において死者26名、行方不明者１名の人的被害を出す大規模災害が発生いたしました。これを受けて本県では県独自の対応といたしまして、７月７日から16日にかけて大規模な盛土箇所等177箇所の緊急点検を実施いたしました。この内、当課が所管しております土砂条例の特定事業場につきましては、現在施工中の60事業場を対象に点検を行い異常がないことを確認しました。

また、内閣府は今回の災害対応を教訓として、今後起こり得る豪雨や台風等への対応に万全を期し被害の発生を最小限に抑えるよう関係機関が一体となって取り組むことを取りまとめました。これを踏まえ、盛土による災害防止のための関係府省の連絡会議が開催され、盛土による災害防止のための総点検を実施することとなりました。先日の報道によりますと、点検対象の盛土は全国で３～４万箇所あるということです。

本県におきまして、庁内各部署が対象となる盛土の洗い出しを行い、全体で454箇所。土砂条例特定事業場につきましては、現在施工中の特定事業場等158事業所の点検を行うよう計画し、現在、現地確認等の作業を進めています。

点検につきましては、本年11月末までに実施する計画としており、今までに十分なご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げますとともに、今後とも土砂の排出者となることが多い事業者の皆さま方におかれましては、土砂条例の特定事業場および建設発生土等の土砂の適正な管理にご協力を賜りますようお願いします。

２　産業廃棄物の排出事業場外での保管に係る基準の遵守について

近年、収集運搬業の許可を持つ解体工事業者が、家屋解体工事に伴い生じた廃棄物を長期にわたって当該解体工事現場以外の場所に大量に保管する不適正保管事案が多く発生しております。これらの事案は、景観を破壊するのみならず、崩落、火災、悪臭、害虫発生等の温床になる潜在的な危険性をはらんでい

ることから、産業廃棄物処理基準違反として、厳正に行政指導や改善命令の実施に努めているところですが、多くの事案で収集運搬業者の当該基準の理解不足が見受けられます。

産業廃棄物の排出事業者が廃棄物を排出場所から離れた場所で保管する行為、例えば家屋の解体に伴って発生した廃棄物を、解体を行った事業者が解体現場以外の場所において保管する行為は、運搬に伴う保管として産業廃棄物処理基準が適用され、運搬前の産業廃棄物保管基準よりも厳しい基準が適用されます。

運搬前の保管基準は、保管数量の上限規制等はありませんが、運搬過程の処理基準は、保管基準の内容に加えて積替え時以外の保管の禁止及び保管数量を当該積替え保管場所での平均搬出日量の７倍に制限する上限規制があり、より厳しい基準がありますのでご注意願います。

県としましては、不適正保管事案の発生があとを絶たないことを受け、今後より一層、産業廃棄物処理基準の周知に力を入れるとともに、行政指導により適正な処理が確保できない場合は改善命令等により厳正に対処してまいります。

３　３Ｒ推進月間、食品ロス等の取り組みについて

10月２日、３日に開催した「愛媛の３Ｒフェア」には、えひめ産業資源循環協会青年部会の方に平成29年度以降ご出展いただき厚くお礼申し上げます。このイベントは優良リサイクル製品や３Ｒに積極的に取り組む事業所等の活動や取り組みを紹介するために開催しており、青年部の体験コーナーは多数の来場者から好評を得ていました。

例年３Ｒ推進月間である10月には「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、各小売店に啓発ポスターの配付やマイバッグの持参、環境にやさしい商品の販売、購入などを消費者に呼び掛け等を行い、買い物を通して環境に配慮したライフスタイルの実践を促進しておりますが、今年度は過去最多の1,076店舗に参加いただくなど取り組みに広がりを見せているところであり、キャンペーンを通じましてプラスチックの排出抑制等、県民の意識・喚起を図って行きたいと考えています。

また、県では県内企業のリサイクル事業等を促進し、循環型社会ビジネスの育成を図るため平成13年度から資源循環優良モデル認定事業、いわゆるスゴｅｃｏを実施しておりまして、他の模範となるようなリサイクル製品や３Ｒに積極的に取り組む事業所や店舗等を優良モデルに認定し、広く県民や事業者に周知することにより、他の事業所への波及を図っております。令和３年10月１日現在、認定実績は192件で現行認定件数は134件となっています。今年度の募集は８月末で終了し、応募件数は15件でした。

県では今年の３月に「愛媛県食品ロス削減推進計画」を策定しました。推進目標である2025年度までに2020年度の食品ロス量よりの10％削減に向けた取り組みを進めているところですが、主に家庭に向けた食品ロス削減対策をご案内します。

まず、食品ロス削減の日である10月30日㈯にＡＮＡクラウンプラザホテル松山で「食品ロス削減シンポジウム」を開催します。食品ロス問題ジャーナリストである井出留美さ

ん等をお迎えし、食品ロス削減に向けて私たちに出来ることを考えます。

次に、家庭の余剰食品を回収し、有効活用するフードドライブについて、今年度株式会社フジとフードバンク活動団体と連携して、現在フジ13店舗にフードドライブコーナーを常設し、集まった食品は、フードバンク団体を通じて食品支援を必要とする子ども食堂などに提供されますので、皆さんも是非、ご協力をお願いします。

また県民に「えひめの食べきり推進店」を幅広く周知し、食品ロス削減の意識啓発を図るとともに同推進店舗の取り組みを活性化するため、「食べきり！クリスマスキャンペーン」を11月１日から12月25日まで実施予定です。これは「えひめの食べきり推進店」の店頭に掲示しているポスター等にあるＱＲコードを読み取り、簡単なアンケートに回答した方に対し、抽選でオーブントースターやホットプレートなどのキッチングッズが当たります。是非、ご参加をお願いいたします。

４　愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体制度について

県では海洋プラスチックごみ対策の推進を図るため、海岸漂着物処理推進法に基づき、県や市町と連携して海岸や河川の清掃活動、住民等への助言や情報提供等を行うなど、協力的な役割を担う個人や団体を教育する「愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体制度」を全国に先駆けて創設し、公募により９月１日付けで推進員３名・推進団体８団体を委嘱や指定しました。推進員等の任期は５年で再任は可能となっています。推進員等の主な活動内容は、ビーチクリーン活動、河川清掃活動や普及活動、学校や地域での出前講座、県が実施する海岸漂着物等の回収活動や調査への協力、海岸漂着ごみ問題に関する普及啓発事業への協力などとなっています。推進員等に登録するメリットとしましては、推進員等の活動を県ホームペーシ等で幅広くＰＲできることや、海岸漂着物対策に関するパネルの貸し出し等を県が行うこと、推進等が出来る機会やイベント等について情報提供を行うことなどです。

なお、ボランティアとして活動をしてもらうことを前提としているので、助成金等の給付は今のところ考えていません。また、当制度の周知、人材等の育成を図るために11月13日南海放送の本町会館でセミナーを開催し、開催後に、第二次公募として推進員等を募集しますので、要件を満たせば是非とも協会の方々にも応募いただきますようお願いします。

Ⅴ　協議議題

１　愛媛県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例について

７月３日静岡県熱海市において伊豆山土砂災害が発生し、死者26名、行方不明者１名という人身被害を出す大規模災害となっております。報道によれば、開発行為による盛土が規制・届出を大幅に上回る規模で実施されており、かつ盛土に廃棄物とみられる木くずなどが含まれていたとのことです。

愛媛県においては、土砂等とは土砂及びこれに吸着した物（廃棄物を除く）と定義され、昨年「改正土砂条例」が施行もされ、土砂等の埋立行為について許可の規制が強化されて

いるところですが、静岡県の方では調べたところ「土採取等規制条例」はあるものの、特に土の定義もなく、「切土、床堀その他の土地の掘削をする行為」と「埋土または盛土をする行為」のみということで、開発面積も愛媛県が３千平米に対して、静岡は１万平米からが許可だと聞いています。

県の条例によりますと、土砂等と廃棄物しかありませんが、公共事業等では河床掘削工事などで発生する草木、根株、ごみ等が混入している場合も「建設発生土」、「建設残土」と言われる紛らわしい表現の土砂等？があるかと思います。また場合によっては、再生砕石等リサイクル資材が施工されている土地の残土等もあろうかと思います。そこで建設発生土や建設残土が土砂等となるための必要十分条件について、どういうふうにされているかご教示いただけたらと思っています。

また今回の土砂災害のおそれのある箇所の緊急点検を進められていると聞いていますが、本県においても熱海市同様の事態を招かないためにも、再度、土砂条例の周知徹底や行政の発注部署に対する開発者への土砂等の定義や土砂等に該当しない場合の適正処理の指導を強化していただきたい。

≪愛媛県≫

本県では建設汚泥を土砂と称して、不法投棄した事件を契機に不適正な土砂等の埋立等を規制するため、「土砂条例」を平成12年に制定公布しております。条例施行後、約20年が経過し、近年の社会経済情勢の変化や豪雨災害による土砂崩落が懸念される中、県外から廃棄物まがいの土砂が持ち込まれたり、県の度重なる指導にもかかわらず特定事業場に搬入される土砂にがれき類の混入が後を絶たなかったりしたため、行政処分の上裁判で争った事案も発生しました。

このような不適正な埋立の未然防止と早期対応を図るため、新たに土砂等の搬入時の展開検査や土砂管理台帳の作成を義務付けるなど厳しい措置を講じる一方で、施工期間が短い事業の水質検査回数の見直しや災害時における搬入手続きの簡素化を図るなど、規制の強化と緩和によるメリハリの利いた全国的にも先進的な改正をした条例を令和２年５月１日に施行したところです。

ご質問の建設発生土や建設残土が土砂条例に規定される土砂等と判別される条件につきましては、土砂から草木、根株、ごみ等の廃棄物が分別され、全て除去される必要があります。廃棄物が混入した土砂は、土砂条例で規制される土砂ではなく、廃棄物と考えられるため廃棄物処理法に従い適正に処理する必要があります。

また、土砂条例の周知徹底や、行政として発注者に対して指導する旨のご要望につきましては、現在までの条例体制の説明会や個別事案に関わる疑義応答など、機会をとらえ周知・指導を続けているところですが、その結果として県発注の土木工事においては、樹木の根等が混じる建設発生土については、可能な限り工事間利用が図られるよう土砂等と樹木の根などの廃棄物に分別を行った上で、適切に処理することとされており、土木部からは県発注工事の建設発生土の有効利用率は８割を超えていると聞いています。今後も産業廃棄物適正処理に関する講習会など機会を捉えまして、再度、周知・指導が徹底できるよう啓発をしたいと考えています。

２　土砂等積載禁止車輌に対する対応について

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法において大型自動車は、表示番号の指定を受けることとなっています。この土砂等は、「土、砂利（砂及び玉石を含む。）、砕石その他政令で定めるもの〔①砂利（砂及び玉石を含む。）又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート、②鉱さい、廃鉱及び石炭がら、③コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず、④砂利状又は砕石状の石灰石及びけい砂〕」とされており、車検証には土砂等積載禁止等の表記がされています。これら土砂等に該当する廃棄物が、飛散流出しない等生活環境保全上支障のないようにし、車両の表示及び書面を備え付けて中間処理施設に搬入された場合、受入れ検査において土砂禁車にて搬入しても過積載がなければ廃棄物処理法上の維持管理基準に違反しないとして受け入れてもよろしいか。

≪愛媛県≫

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法は、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行うと共に土砂等の運搬に関する事業の協業化を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もって道路交通の安全に寄与することを目的としております。

また、鉄くずの過積載に起因して平成30年８月千葉県において家族３人が死亡する事故が発生するなど過積載が原因とする交通事故が未だ撲滅に至っていない状況にあります。一方、廃棄物処理法における処理基準では、この土砂禁車に係る項目が規定されていないため、土砂禁車で搬入された土砂等に該当する廃棄物を受け入れたとしても、処理業者が直ちに廃棄物処理法上の違反を問われることはございません。

しかし、排出事業者、収集運搬業者及び処理業者等、廃棄物の処理に関わる者すべてのコンプライアンス意識を高めていく必要があると考えておりますため、毎年、愛媛県警が主導で行われている危険物運搬車両の指導取締りの際に、産業廃棄物収集運搬車両の指導取締りを実施しているほか、他法令を含めて法令順守について、排出事業者向け産業廃棄物適正処理に関する講習会などを通じ意識啓発してまいりますので、処理業者におかれましても機を捉えて関係者に対し他法令も含めた法令順守の意識啓発にご協力をお願いします。

３　海ごみ対策について（要望）

近年、マイクロプラスチック等海洋ごみが増加傾向にあると思いますが、その海に出たごみの多くは県や市町村を越えて移動するため、どこが、どのように回収するか役割分担が曖昧になっています。各々で海洋ごみ削減の取り組みは行われていますが、地域・ボランティアの取り組みで終わっているのが現状だと思います。弊社でも海ごみゼロウィーク2021に参加し、海岸の漂着ごみの回収を行いました。地域の方々も来られており、ボランティアの方々にお話しを聞いたのですが、やはり人手、人海戦術だけでするのは限界があるのかなと感じました。集めたごみは、翌日又は翌々日に各自治体がパッカー車でごみ

を集めていますが、やはり重量物、粗大ごみ等人では運べない大きなごみは回収出来ず、その場に置きっ放しになっているのが現状でした。今後、われわれのような企業や協会の協力のもと、重機や運搬車両の機材が投入出来るような体制が出来れば違ってくると思います。

「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」や「愛媛県海岸漂着物対策活動推進団体制度」がありますが、今後の海洋ごみをゼロにするため、行政としてどのような具体的な対策とか取り組みがあるのか、教えていただきたい。

≪愛媛県≫

海洋ごみ対策は全国有数の海洋水産県である本県においても重要な課題であると認識しており、県では回収処理対策として、今年度、宇和島市をはじめ松山市、今治市、八幡浜市、伊方町、愛南町と連携して計20箇所で海洋ごみを回収するとともに、南予の３漁協と地元市町の協働による「愛媛県版漁業者と連携した海洋ごみ回収モデル事業」を実施しています。当事業を実施する長浜町漁協では８月を重点回収期間に設定し、操業時に漂流ごみを積極的に回収しており、大洲市で行ったところ雨の影響により流木を多く確認された他、漁網や発泡スチロール、廃プラスチック類が確認されているとのことでした。

また県と市町と連携して海岸漂着物対策に関する活動を行う、海岸漂着物対策活動推進制度を全国に先駆けて創設し、11月13日には南海放送本町会館で、この制度を周知し、県の取り組みや推進活動の活動指導をする愛媛県海洋ごみ対策セミナーを開催します。

次に発生抑制対策として、これまでの沿岸市町に加え新たに内陸市町にも参画いただき、県海岸漂着物対策推進協議会を開催し、情報交換や意見交換を行った他、河川に接続する上水路へのごみトラップの設置に取り組み、さらに令和２年12月、日本財団や瀬戸内３県（岡山、広島、香川）と締結しました海洋ごみ対策の協力協定（瀬戸内オーシャンズＸ）に基づき、県境を越えた広域的な施策も展開するなど、今後とも関係者と連携して瀬戸内海や宇和海の清掃に取り組みます。

なお国の動きとして、６月４日にプラスチックに係る資源循環促進等に関する法律が成立し、令和４年４月に施行されることになっています。本法律の施行に伴い製造事業者は、構造や原材料の工夫によるプラスチック使用の削減やプラスチック使用製品の自主回収、再資源化の実施が求められる他、プラスチック製のフォーク・スプーンやストローなど12品目については、提供量の多い食料品小売業・宿泊業や飲食店においては有償提供を行うなど、使用の合理化に向けた取り組みの実施などが求められています。

県では、事業者におけるプラスチック代替製品等の開発促進や利用促進を支援するとともに、市町においてはプラスチックごみの分別回収や一括回収が検討されることとなるので、プラスチックごみの削減と適切な回収についてご協力をお願いします。

４　産業廃棄物処理業許可申請関係業務について

県の申請マニュアルを参考に作成していますが、保管施設で容器による保管の場合も壁と同じように容器上端から50cm下げることを求められたり、更新申請時に保管施設の変更がないにもかかわらず、担当者により計算

方法が異なり保管量や高さが変更になり、変更届や施設表示の書換えが必要となったことがありました。申請者と行政間での解釈や理解の相違がありましたので、申請マニュアルの更なる充実やエクセル等による算定方法の統一等システム化について検討いただき、申請書の審査を行う方の知識の統一を図っていただければと思います。

≪愛媛県≫

産業廃棄物処理業にかかる許可申請につきましては、平成13年度に具体的な記載例を示した許可申請等のマニュアルを策定し、厳正かつ円滑に審査を行うとともに申請者の利便性を図りながら、随時マニュアルの見直しを行っているところであります。許可申請関係業務に係る疑問点やご要望につきましては、松山市とも必要に応じ協議の上、随時対応し審査を行うこととしております。また、審査に当たっては知識の統一を行うよう努めていきます。

なお、容器の場合につきましては上端から下げる必要はございません。

最後に顧問から、環境部門だけでは解決できない議題もありこの会も拡大する必要があるのではないかとか、コロナで人の心が荒むようなところもあるがこういう席を大切にし、行政にとって貢献ができる業界となることを期待しておりますなど懇談会に対するご意見をいただきました。

Ⅵ　閉　会

協会ニュース

令和３年度　第５回理事会の開催

第５回理事会を令和３年12月３日㈮リジェール松山瑞穂で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

１．議　題

⑴　次期役員選考について

事務局から資料に基づき、全役員が第10回定時総会で辞職する旨の辞表を提出し総会で役員の選任に関する議案を採決し、全産連等と役員任期を統一する説明があり、各地区では次回理事会までに推薦役員を報告することとなった。

⑵　第10回定時総会について

事務局より資料に基づき、総会内容等について説明があり、その旨準備することで承認された。

⑶　災害廃棄物処理について

事務局から資料に基づき、災害時に市町から協会に求められることとして、災害廃棄物仮置場の運営管理及び処理困難災害廃棄物の処理があり、今後の対応について訓練事例を交え地区での取り組みの必要性の説明があり、引き続き地区で具体的モデルケースとして役割分担、人数等落とし込めるか等検討していくこととなった。

⑷　新規加入及び退会の承認について

事務局より資料に基づき正会員３社の退会報告があり、承認された。

２．報告事項

⑴　委員会報告

①　第３回企画広報委員会（R3.11.10）議事録

②　第１回事業委員会報告（R3.11.16）議事録

③　第３回総務委員会報告（R3.12.3）

事務局より一括して資料に基づき概要説明があった。

⑵　全産連報告

①　第２回収集運搬部会運営委員会（R3.11.5）議事録

②　第２回最終処分部会運営委員会議事録（R3.11.8）議事録

③　第３回最終処分部会運営委員会（R3.11.17）議事録

事務局より一括して資料に基づき概要説明があった。

⑶　その他

①　循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の受賞について

②　新年名刺広告のお願いについて

③　今後の行事予定

事務局より一括して資料に基づき概要説明があった。

協会ニュース

令和３年度　第３回総務委員会の開催

第３回総務委員会を令和３年12月３日㈮協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

１．議　題

⑴　理事会提出議題について

事務局から、12月３日に開催する理事会の提出議題について以下のとおり説明があり、理事会提出議題として承認された。

①　次期役員選考について

資料に基づき、全役員が第10回定時総会で辞職する旨の辞表を提出し総会で役員の選任に関する議案を採決し、全産連等と役員任期を統一する説明があり、各地区では次回理事会までに推薦役員を報告する。

②　第10回定時総会について

資料に基づき、５月30日にメルパルク松山で開催するように準備をする。

③　災害廃棄物処理について

資料に基づき、災害時に市町から協会に求められることとして、災害廃棄物仮置場の運営管理及び処理困難災害廃棄物の処理があり、今後の対応について訓練事例を交え地区での取り組みの必要性の説明があり引き続き対応していく。

④　新規会員加入及び退会の承認について

事務局から、正会員３社が退会した旨報告された。

協会ニュース

令和３年度　第３回企画広報委員会の開催

第３回企画広報委員会を令和３年11月10日㈬、協会会議室で開催した。

１．議　題

⑴「えひめの資源循環」第11号（11月号）企画編集について

内容について協議し、「えひめの資源循環」第11号（11月号）を11月末に発行した。

⑵ ホームページについて

アクセス解析及びバナー広告について報告。

⑶ その他

① 新年名刺挨拶広告について

例年同様新年名刺広告を掲載する。

② 「えひめの資源循環」第12号（新年号）について

表裏表紙の写真等や編集後記の分担について協議。

③ 次回委員会の開催日について

令和４年１月11日㈫　13：30～

協会ニュース

令和３年度　第１回事業委員会の開催

第１回事業委員会を令和３年11月16日㈫、協会会議室で開催した。

１．議　題

⑴　委員長及び副委員長の選任について

事務局から、委員会設置規程により、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名することとなっていると説明し、互選により委員長には貴田敏幸氏が選任され、副委員長には今城靖浩氏が指名された。

⑵　令和３年度視察ついて

事務局より、資料に基づき視察候補の松山衛生ecoセンター及びバリクリーンについて説明があり、バスによる両施設視察で具体的視察計画を策定することになった。

⑶　四国八十八箇所遍路道清掃活動事業について

事務局より、各保健所と協議した結果、松山地区、今治地区及び宇和島地区は中止、東予地区と八幡浜地区が実施する予定になっており、今後県と協議していくことで承認された。

⑷　講習会及び研修会について

事務局から資料に基づき、許可申請に関する講習会及び研修会の令和３年度計画の説明があり承認された。

協会ニュース

西山周会長の環境大臣表彰受賞について

西山周会長が令和３年度産業廃棄物関係事業功労者環境大臣表彰を受賞されました。

表彰式は、本来であれば「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の中で執り行われますが、今年度はコロナ禍のため中止となりました。

そこで、12月３日開催の当協会第５回理事会後に懇親会を開催し、本田前会長と今井前副会長もお招きして受賞をお祝いしました。

協会ニュース

令和３年度　優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県からの受託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○　産業廃棄物に係る許可手続き研修

開 催 日　　令和３年11月８日㈪
開催場所　　リジェール松山
受講者数　　68名
研修内容
①　開講挨拶
②　講義　「産業廃棄物に係る許可手続等について」（講師　仲村正美　氏）
内容　収集運搬業、処分業許可申請のための必要書類と留意事項

○　処分業維持管理研修

開 催 日　　令和３年12月15日㈬
開催場所　　リジェール松山
受講者数　　17名
研修内容
①開講挨拶
②講義「新型コロナウイルス感染症に対する感染性廃棄物処理」　（講師　伊丹重貴　氏）
内容　首都圏（ダイヤモンド・プリンセス号等）のコロナウイルス感染症関連事例等
講義　「感染性廃棄物処理における注意事項)」　（講師　伊丹重貴　氏）
内容　収集運搬及び中間処理において、維持管理基準違反にならないための具体的事例や取り組みについて

協会ニュース

令和３年度　松山市受託産業廃棄物処理実務者研修会の開催
（産業廃棄物処理業者研修事業）

松山市受託の産業廃棄物処理業者育成事業である産業廃棄物処理実務者研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○　産業廃棄物処理実務者研修会

開 催 日　　令和3年11月24日㈬

開催場所　　リジェール松山

受講者数　　28名

研修内容

①開講挨拶

②講義　「産業廃棄物処理の基礎」（講師　岩田隆　氏）

内容　産業廃棄物処理の基礎、委託処理と委託契約、マニフェスト及び帳簿等について具体的に基礎知識を習得します。

③「松山市からの情報提供」（講師　松山市環境部　廃棄物対策課）

・　産業廃棄物の事業所外保管等について
（熱海市の盛土崩落事件をふまえて）

・　適正な産業廃棄物の処理について

協会ニュース

2021年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の開催

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、パソコンで講義動画を視聴して受講し、会場で試験を受ける２段階形式により開催されている。

なお、愛媛県の試験は松山市の愛媛県県民文化会館２階真珠の間で以下のとおり開催された。

試験日時		講習会（課程）	受講者数
2021年９月16日（木）	午前	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	21
	午後	産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	71
2021年９月17日（金）	午前	産業廃棄物の処分課程（新規） （収集・運搬課程追加受講）	39 24
	午後	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	69
2021年12月７日（火）	午前	産業廃棄物の処分課程（新規） （収集・運搬課程追加受講）	45 30
	午後	特別管理産業廃棄物管理責任者講習	72
2021年12月８日（水）	午前	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	23
	午後	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	72
2021年12月９日（木）	午前	産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	70

協会ニュース

３Ｒシステム事業化促進支援事業成果発表会

協会では、愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業の助成を受け会員企業に対して研究・開発等事業や技術・設備導入事業に最大500万円の補助を行っておりますが、令和２年度の成果について、11月４日㈭にリジェール松山「クリスタルホール」において50名が参加して「３Ｒシステム事業化促進支援事業成果発表会」を開催しました。

西山会長のあいさつの後、基調講演として、一般社団法人プラスチック循環利用協会の冨田部長から「プラスチック資源循環の現状と将来展望」と題して、プラスチックにおけるマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクル等有効利用の動向とレジ袋についてＬＣＡ（ライフサイクルアセスメント）の視点から観た評価のお話があり、最後にプラスチックを取り巻く最近のトピックスの紹介がありました。

その後、令和２年度の事業成果について、株式会社愛亀の「廃プラスチックの道路舗装材料への利用研究」、株式会社イージーエスの「東予地域における廃棄物高効率熱回収施設に関する研究」及び有限会社ジー・シー・オーの「過熱水蒸気によるリサイクル事業化技術研究開発」について成果発表がありました。

資源循環促進税活用事業

協会ニュース

情報伝達訓練の実施

12月17日当協会は、愛媛県が開催する「シェイクアウトえひめ」に合わせて以下の内容で情報伝達訓練を行いました。

371件中回答数293件で78.9%の方に回答いただきました。ご協力ありがとうございました。来年も実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

令和３年12月17日東南海地震により愛媛県内で甚大な被害が発生しております。

つきましては、協会員の被災状況を把握したいので、下記にご記入の上協会までFAXで直ちに回答ください。

（被災状況及び支援可能性の内容は架空で構いません。）

（回答）

えひめ産業資源循環協会　行き（FAX089-986-3451）

会員名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受信確認日時 ＿年 ＿月 ＿日 ＿時 ＿分

被災は有りますか　　被災有り　・　被災無し

市町に対して支援できますか　　支援可能　・　支援不可

（どちらかを○で囲んでください）

（伝達事項等）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（参考）シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）とは

愛媛県がえひめ防災週間（12月17日～23日）にあわせて、地震発生時の安全確保行動の確認や防災意識の向上を図るため、県下一斉に**「シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）」**を実施します。

この訓練は、その場で

「⑴まず低く=DROP！」→「⑵頭を守り=COVER!」→「⑶動かない=HOLDON！」

の安全確保行動を約１分間行うもので、誰でも、どこでも参加することができます。

協会ニュース

令和３年度　県内視察研修会の開催

12月21日㈫に松山衛生ecoセンターと今治市クリーンセンター（バリクリーン）の視察研修会を開催し29名の会員の方にご参加いただき会員交流を図りました。

松山衛生ecoセンターでは、し尿・浄化槽汚泥を脱水固化した助燃材（4,700kcal/kg）を製造後、分離液からリンを回収し、脱窒処理を行った後公共下水道に放流しています。

松山市西クリーンセンターや松山市西部浄化センターと連携し、省エネルギーに配慮したコンパクトな施設として令和３年３月に更新されました。

なお、回収したリンは農業用肥料として活用されています。

今治市クリーンセンター（バリクリーン）は、平成30年２月市町村合併によりごみ処理施設を一つに集約し〇廃棄物を安全かつ安定的に処理する施設〇地域を守り市民に親しまれる施設〇環境啓発・体験型学習及び情報発信ができる施設として稼働しました。

処理能力874ｔ/日×２基のストーカ炉で、発電能力3,560KWのサーマル回収を行い、災害時には電力供給を行い320人以上の市民が避難でき 避難者が７日間生活可能な水、食料品等を備蓄しています。

また、ジャパン・リジリエンス・アワード強靭化大賞2019でグランプリを受賞しています。